

防災行政無線を何度でも確認できます

防災行政無線電話応答サービスについて

町内において放送している防災行政無線については、24時間分の放送内容を録音しており、いつでも次の番号（☎0240-28-0120）に問い合わせをすると内容を確認できます。

放送内容を聞き忘れた場合や、もう一度内容を確認したい場合に有効です。また、町外に避難されている場合でも、放送内容を聞くことができるので、是非、ご利用ください。

※本サービスは、通話料のみ有料となります。

問 環境防災課 消防防災係 ☎0240-27-2114

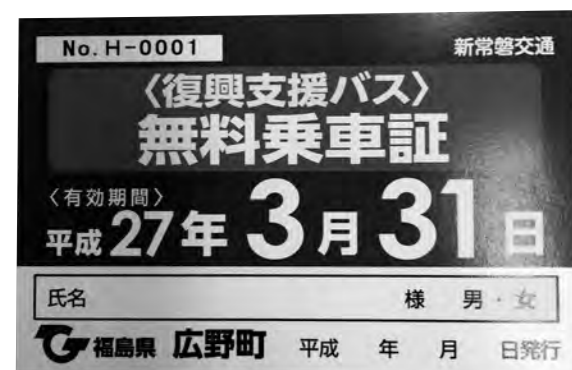
平成26年度も継続します

復興支援バスの無料乗車証発行について

復興支援バスの乗車には、無料乗車証が必要になりますので、各仮設住宅管理人室または広野町役場復興企画課企画振興係でお申し込みください。

平成25年度の乗車証をお持ちの方も再度申請の手続きをとる必要がありますので各仮設住宅管理人室または広野町役場復興企画課企画振興係で手続きをお願いします。

平成25年度の乗車証の有効期限は再度申請の猶予期間として、平成26年4月30日までとなっています。



問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

お気軽にご相談ください

ひとり親家庭のための就職相談会を開催しています

福島県母子家庭等就業・自立支援センターでは、県内にお住まいで仕事を探しているひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦）の方を対象とした就職相談会を下記のとおり開催しています。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

■4月の就職相談会の日程

- ・4月10日（木）会津地区
会場：会津保健福祉事務所
（会津若松市追手町7-40）
- ・4月17日（木）福島地区
会場：福島県総合社会福祉センター
（福島市渡利字七社宮111）
- ・4月23日（水）いわき地区
会場：いわき市総合保健福祉センター
（いわき市内郷高坂町四方木田191）

※開催時間は、各日10時～15時となります。
相談時間は、1人あたり60分以内となります。
事前予約が必要となります。

問 福島県母子家庭等就業・自立支援センター
☎024-521-5699

住所に変更などがあった際は届出をお願いします

避難者情報の届出について

広野町では、東日本大震災における原子力発電所の事故に関する法律に基づき、町外に避難されている方々の避難先情報の管理を行っております。

広野町に帰還された場合や、避難先の変更などがありましたら、お手数ですが環境防災課まで届出をお願いします。

問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

未登録の銃砲刀剣類を発見した方へ

未登録の銃砲刀剣類を発見した方は登録をお願いします

■登録刀剣類の所有者が変わった場合

新しい所有者が、登録証を発行した都道府県教育委員会に、20日以内に所有者変更届出書を提出してください。

■登録証を紛失した場合

遺失物届を所轄の警察署に提出してから、登録証再交付申請書を、登録証を発行した都道府県教育委員会に提出してください。

問 福島県教育委員会 ☎024-521-7787

無料措置が1年間延長となりました

高速道路の無料措置について

原発事故により政府として避難を指示または勧奨している区域などにお住まいであった避難者の一時帰宅などの生活再建に向けた移動を支援する目的で、高速道路の無料措置を実施しているところですが、平成27年3月31日まで継続になりましたのでお知らせします。
※ご利用の際は、下記の提示が必要になりますのでご注意ください。

■提示が必要な物

- ・無料措置の対象者であることの証明書（り災証明書など）
- ・対象者本人であることを確認するための書面（運転免許証など）

※提示していただく物については、原本（コピー不可）になります。

問 NEXCO東日本 ☎0570-024-024

国民年金保険料の金額が変更となりました

平成26年度の国民年金保険料額は、月額15,250円となりました

■前納制度（保険料の前払い）

国民年金保険料を前納する場合の期間および納付すべき額について、厚生労働省告示により定められました。

前納制度を利用し、現金で保険料を1年度分前納した場合、毎月払いと比べて3,250円の割引となり、6カ月分前納でも740円の割引になります。

また、口座振替制度を利用すると、2年度分前納で14,800円、1年度分前納で3,840円、6カ月分前納で1,040円の割引となり、大変お得です。

※口座振替のお申し込みは、金融機関窓口または年金事務所にて受け付けています。

口座振替用紙については、広野町役場窓口でも準備しています。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611

新しい保険証を郵送しています

国民健康保険被保険者証の更新について

役場にお届けいただいている送付先住所に、平成26年度からの新しい保険証を、3月末に郵送しています。

また、70歳以上の被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証についても新しい受給者証（3割負担の方は除く）を保険証とあわせて郵送していますので、ご確認ください。

有効期限の切れた保険証については、町民保健課で回収しますので、役場に用事があるときなどにお持ちください。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113